

証券コード 4621
2022年6月7日

株 主 各 位

大阪市西淀川区姫島3丁目1番47号

ロックペイント株式会社
代表取締役社長 内 海 東 吾

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面による事前の議決権行使にご協力くださいますようお願い申し上げます。

書面によって議決権を行使される場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------------|--|
| 1. 日 時 | 2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始 午前8時45分） |
| 2. 場 所 | 大阪市西淀川区姫島2丁目9番地
当社大阪本社新事務棟4階 大会議室 |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | 1. 第70期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第70期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役4名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.rockpaint.co.jp>)に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策について

当社第70回定時株主総会の開催にあたり、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、以下の通りご案内申し上げます。

株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

- ・株主の皆様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面による事前の議決権行使にご協力くださいますようお願い申し上げます。
- ・会場内は座席の間隔を広く確保するため、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。
そのため、充分なお席が確保できない可能性がございます。
- ・会場受付時に検温を実施いたします。
発熱があると認められる方、体調不良と見受けられる方には、会場へのご入場をお断りし、お帰りいただく場合がございますので、予めご了承ください。
- ・ご来場の際には、マスクをご着用のうえ、会場に設置しておりますアルコール消毒液のご使用をお願い申し上げます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で対応させていただきます。

今後の状況により株主総会の開催に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.rockpaint.co.jp>)にてご案内申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、下半期にかけて新型コロナウイルス変異株のまん延や、エネルギー価格の上昇、半導体をはじめとするサプライチェーンの混乱などがあり、十分な景気回復には至りませんでした。また、原材料コストの高騰や、需給ひっ迫により入手困難に陥る原料もあり、厳しいビジネス環境が続きました。

その様な状況のもとで、当社グループは生産効率の向上などによる収益力の強化に努めると同時に、サーキュラーエコノミーの実現に向けたサステナブル経営の推進に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高256億11百万円（前年同期比9.6%増）、営業利益16億47百万円（前年同期比3.9%増）、経常利益22億45百万円（前年同期比3.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益11億78百万円（前年同期比17.5%減）となりました。

当社グループは、塗料等製造販売の単一セグメントであるため、製品分野別の業績は次の通りであります。

①車両用塗料分野

昨年のコロナ禍による需要減に回復傾向が見られる中、環境配慮型塗料で自動車補修用塗料市場及び大型車両や産業機械等のシェア拡大に努め、売上高は前年同期を上回りました。

②建築用塗料分野

改修・リニューアル市場に重点を置き、高付加価値製品の拡販や塗替需要喚起の営業活動に努め、各企業での感染対策による人流の回復や延期されていた施工物件の再開が重なり、売上高は前年同期を上回りました。

③工業用塗料分野

工業用塗料は、コロナ禍で需要家の生産調整があった前年からの反動増によ

り、環境負荷低減製品の粉体塗料を中心に販売が回復しました。ラミネート用接着剤は食品包装材向けが堅調に推移するとともに、リチウムイオン電池等の産業資材向け販売が拡大しました。これらの結果、売上高は前年同期を上回りました。

④家庭用塗料分野

主力エアゾール製品は需要が戻りつつありますが、ホームセンターを中心とした小売店で昨年同時期の「巣ごもり需要」を補うには至らず、売上高は前年同期を下回りました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は、28億74百万円であります。その主なものは、大阪本社に6億47百万円、東京工場に4億55百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における所要資金につきましては、全額自己資金にてまかないました。

(4) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第67期 (2018年4月～ 2019年3月)	第68期 (2019年4月～ 2020年3月)	第69期 (2020年4月～ 2021年3月)	第70期 (当連結会計年度) (2021年4月～ 2022年3月)
売 上 高	24,132百万円	24,519百万円	23,374百万円	25,611百万円
経 常 利 益	1,656百万円	1,513百万円	2,162百万円	2,245百万円
親会社株主に 帰属する当期 純 利 益	1,175百万円	1,037百万円	1,428百万円	1,178百万円
1株当たり 当期純利益	61.14円	54.00円	74.32円	61.33円
総 資 産	44,432百万円	44,951百万円	46,994百万円	49,340百万円
純 資 産	36,890百万円	37,112百万円	38,873百万円	39,875百万円

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首より適用しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第67期 (2018年4月～ 2019年3月)	第68期 (2019年4月～ 2020年3月)	第69期 (2020年4月～ 2021年3月)	第70期 (当事業年度) (2021年4月～ 2022年3月)
売 上 高	22,977百万円	23,287百万円	22,278百万円	24,185百万円
経 常 利 益	1,609百万円	1,564百万円	1,707百万円	1,904百万円
当期純利益	1,116百万円	1,090百万円	1,063百万円	911百万円
1株当たり 当期純利益	58.10円	56.76円	55.33円	47.41円
総 資 産	44,076百万円	44,819百万円	46,304百万円	48,155百万円
純 資 産	36,775百万円	37,111百万円	38,364百万円	38,933百万円

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首より適用しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
PT. ROCK PAINT INDONESIA	1,166億IDR	99.2%	塗料等の製造販売

(6) 対処すべき課題

今後のビジネス環境は、新型コロナウイルスの感染再拡大の可能性や国際情勢の混乱により、先行き不透明な状況が継続すると思われます。その中で、地球環境を守るためのカーボンニュートラルの実現と、原材料価格やエネルギーコストの上昇への対応が最大の課題と認識しております。

当社は、サステナブル経営をグループ一丸となって推進するとともに、生産効率の向上による収益力の維持強化に努めてまいります。

当社グループは、塗料等製造販売の単一セグメントであるため、製品分野別の課題は次の通りであります。

①車両用塗料分野

自動車の安全装備普及や自動運転装置の開発等、ボデーショップへの修理入庫数の減少傾向が続き、自動車補修用塗料分野を取り巻く環境は、ますます厳しさが増していますが、水性シリーズ「ネオウォーターベース」や、大型車両・産業機械分野向けの環境配慮型塗料の製品ラインナップの更なる充実を図るとともに、ユーザーの高齢化が進む中、高度なスキルが要求される調色作業のビギナー即戦力化を支援する「Dr. ROCKクラウドシステム」等、調色作業支援ツールの充実化も図ってまいります。

②建築用塗料分野

引き続き、改修・リニューアル市場に重点を置き、建物塗替診断やカラープランニング等の組み合わせによる塗替需要喚起の提案型営業活動を基軸とし、需要家の皆様に共感を頂ける環境に優しい高付加価値製品を中心とした製品の拡販を実施して参ります。

③工業用塗料分野

塗料分野では、VOCを削減する粉体塗料のさらなる需要増が期待されるため、

設備増強や生産効率向上が継続的に必要と考えております。

接着剤分野では、事業基盤拡大に向けて太陽電池やリチウムイオン電池用等の環境対応製品、並びに包装材向け機能性向上製品において、市場ニーズや環境の変化に機敏に対応してまいります。

④家庭用塗料分野

塗料ハード面では、業務用塗料で培った環境に対応した高付加価値製品を中心とし、営業ソフト面では、塗料メーカーとしての総合力で、全国の小売店・ホームセンターへの拡販に努めて参ります。

(7) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループの主要な事業は、塗料等の製造販売及びそれらに付帯する事業であり、その主要な製品・商品は下記の通りであります。

①塗料

車両用塗料、建築用塗料、工業用塗料、家庭用塗料、食缶用塗料、工業用接着剤、ポリパテ、シンナー等

②塗装関連製品・商品

ローラー・スプレーガン等の塗装用具、調色用器具類等

(8) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

本 社 大阪市西淀川区
東京本社 東京都江東区
営業所

札幌営業所	(札幌市)	仙台営業所	(仙台市)
西関東営業所	(神奈川県)	名古屋営業所	(名古屋市)
岡山営業所	(岡山市)	福岡営業所	(福岡県)

工 場

宇都宮工場	(栃木県)	東京工場	(埼玉県)
富士小山工場	(静岡県)	犬山工場	(愛知県)
伊賀上野工場	(三重県)	大阪工場	(大阪市)
宝塚工場	(兵庫県)	福崎工場	(兵庫県)
九州工場	(佐賀県)		

② 子会社

PT. ROCK PAINT INDONESIA インドネシア共和国

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況 514 (147) 名 (前期比5名減 (16名増))

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社グループは塗料等製造販売の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
499 (135) 名	3名減 (11名増)	40.8歳	16.2年

- (注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 88,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 22,000,000株 |
| (3) 株主数 | 1,069名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
辻 不 動 産 株 式 会 社	7,860千株	40.90%
ケ ミ コ 株 式 会 社	2,065	10.75
ロ ッ ク 共 栄 会	808	4.21
ロ ッ ク 商 事 株 式 会 社	690	3.59
辻 信 一 郎	367	1.91
ピ ー ア イ エ ー 株 式 会 社	306	1.59
内 海 東 吾	293	1.53
名 出 草 苑 子	292	1.52
松 井 朋 子	282	1.47
旭 化 成 株 式 会 社	240	1.25

(注) 1. 当社は、自己株式を2,781,420株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	内 海 東 吾	バルスパーパーロック株式会社代表取締役社長 ピーアイエー株式会社代表取締役社長
代表取締役専務	池 谷 裕 司	全般・営業・人事総務・情報システム・経営 企画・サステナビリティ経営推進担当
常 務 取 締 役	高野橋 義 則	製造・技術・品質保証担当
取 締 役	畑 善 之	営業・資材・海外担当
取 締 役	高 山 朗	経理担当
取 締 役	奥 井 敏 幸	奥井税理士事務所 税理士
取 締 役	中 村 香	ひなた総合法律事務所 弁護士
常 勤 監 査 役	善 敬一郎	
監 査 役	中 川 元	巽・中川法律事務所 弁護士
監 査 役	小 出 啓 子	小出啓子税理士事務所 税理士
監 査 役	関 根 洋 次 郎	

- (注) 1. 取締役 奥井敏幸、中村 香の両氏は社外取締役であります。
2. 監査役 中川 元、小出啓子、関根洋次郎の各氏は社外監査役であります。
3. 監査役 小出啓子氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は取締役 奥井敏幸、中村 香及び監査役 中川 元、小出啓子、関根洋次郎の5氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

① 就任

2021年6月29日開催の第69回定時株主総会において、新たに高山 朗氏が取締役役に、関根 洋次郎氏が監査役に選任され、就任いたしました。

② 退任

2021年6月29日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって、取締役市川 智氏が任期満了により退任致しました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員および当社の子会社の取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の法律上の損害賠償金、争訟費用の損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の適法性が損なわれないようにするために、免責事由に該当する場合には填補の対象としないこととしております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年1月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次の通りです。

a. 基本報酬に関する方針（時期や条件に関する方針を含む）

取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、役職、業績、社会水準等を総合的に勘案のうえ決定する。また、退任時に株主総会の決議を経て、役職、功績及び在任年数を勘案のうえ退職慰労金を支給する。

b. 業績連動報酬等に関する方針（時期や条件に関する方針を含む）

業績連動報酬等は、業績向上に対する意識を高めるために、親会社株主に帰属する当期純利益を業績指標とした賞与とする。賞与は、親会社株主に帰属する当期純利益の5%を上限として、取締役会で決定した額を毎年一定の時期に支給する。

c. 報酬等の割合に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、業績や同業他社の水準、従業員給与とのバランスを勘案し、基本報酬を主として、親会社株主に帰属する当期純利益を業績指標とした賞与、退任時の退職慰労金（役員退職慰労引当金の繰入額を含む）を取締役会で適切に設定する。取締役会は、設定した種類別の報酬割合について、社外取締役を委員長とする報酬諮問委員会に諮問し、同委員会が答申した内容を基に種類別の報酬割合を決定する。

d. 報酬等の決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等については、取締役会が社外取締役を委員長とする報酬諮問委員会に報酬等について諮問し、同委員会が答申した内容を基に取締役会で決定する。なお、退職慰労金については、退任時に株主総会の決議を経て、取締役会が報酬諮問委員会に諮問し、同委員会が答申した内容を基に取締役会で決定する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基 本 報 酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役	164百万円	148百万円	15百万円	-百万円	8名
監 査 役	19百万円	19百万円	-百万円	-百万円	4名
合 計 (うち社外役員)	184百万円 (15百万円)	168百万円 (15百万円)	15百万円 (-百万円)	-百万円 (-百万円)	12名 (5名)

(注) 1. 上記には、2021年6月29日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

2. 上記の基本報酬には、以下の当事業年度に係る役員退職慰労引当金の繰入額を含んでおります。

- ・取締役8名 28百万円（うち社外取締役2名に対し0百万円）
- ・監査役4名 1百万円（うち社外監査役3名に対し0百万円）

3. 業績連動報酬等は、親会社株主に帰属する当期純利益を業績指標とした賞与であり、当事業年度を含む親会社株主に帰属する当期純利益の推移は、「1. 企業集団の現況に関する事項（4）財産及び損益の状

況」に記載の通りであります。また、賞与は、親会社株主に帰属する当期純利益の5%を上限として、取締役会で決定した額を毎年一定の時期に支給しております。当該業績指標を選定した理由は、事業年度ごとの業績向上に意識を高めることを目的としております。

4. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第54回定時株主総会において年額216百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名です。
5. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第54回定時株主総会において年額24百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。
6. 上記のほか、2021年6月29日開催の第69回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を以下の通り支給しております。
 - ・ 退任取締役1名 15百万円
 - ・ 退任監査役1名 0百万円

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役 奥井敏幸氏は、奥井税理士事務所の税理士であります。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。

取締役 中村 香氏は、ひなた総合法律事務所の弁護士であります。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。

監査役 中川 元氏は、巽・中川法律事務所の弁護士であります。同事務所は、当社の顧問弁護士事務所であります。

監査役 小出啓子氏は、小出啓子税理士事務所の税理士であります。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。

監査役 関根洋次郎氏は、他職との兼職状況にはございません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	奥 井 敏 幸	当事業年度開催の取締役会 7 回のすべてに出席し、主に税理士としての専門的見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に財務会計についての専門的な観点から監督、助言等を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名諮問委員会の委員長及び報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された報酬諮問委員会 1 回に出席し、客観的・中立的立場で当社の取締役報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取 締 役	中 村 香	当事業年度開催の取締役会 7 回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特にコンプライアンスについての専門的な観点から監督、助言等を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名諮問委員会の委員及び報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度の報酬諮問委員会 1 回に出席し、客観的・中立的立場で当社の取締役報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
監 査 役	中 川 元	当事業年度開催の取締役会 7 回のすべてに出席し、また、当事業年度開催の監査役会 8 回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

地 位	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
監 査 役	小 出 啓 子	当事業年度開催の取締役会 7 回のすべてに出席し、また、当事業年度開催の監査役会 8 回のすべてに出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
監 査 役	関 根 洋 次 郎	2021年 6 月29日就任以降開催の取締役会 6 回のうち 6 回に出席し、また、2021年 6 月29日就任以降開催の監査役会 6 回のうち 6 回に出席し、主に企業経営に関する豊富な知識と経験を基に発言を行ってりました。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

ひびき監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	19百万円
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のPT. ROCK PAINT INDONESIAは、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下の通りであります。

① 当社並びに当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、以下の行動規範に基づき、コンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンス推進委員会においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同委員会を中心に研修等を通じ、指導しております。また、重要な法務的問題及びコンプライアンスに関する事項については、社外の弁護士と適宜協議し指導を受けることとしております。

(行動規範)

わたしたちは、

- ・ 社会に役立つ商品とサービスを提供し、お客様の満足と信頼を獲得します。
- ・ 環境負荷の少ない商品の開発・製造・販売により、地球環境を守ります。
- ・ 法令や社会的マナーを守り、誠実で公正な取引を行います。
- ・ 思いやりとコミュニケーションを大切にし、明るく働きやすい職場をつくります。
- ・ 地域社会と協調し、その発展に貢献するように努めます。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、取締役会規則や稟議規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存をしております。

取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとしております。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、リスク状況の監視及び全社的対応は取締役会が行うものとしております。

④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、従来から少数の取締役による迅速な意思決定と取締役会の活性化を目指し、取締役相互の経営監視とコンプライアンスの徹底を図っております。

また、取締役会において取締役、使用人が共有する全社的な目標を定めております。更に、当社においては取締役会の意思決定への寄与を目的とした経営会議を必要に応じて設置する体制となっております。

⑤ 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

当社の関係会社管理規程に基づき、当社子会社の経営上の重要な事項の実施には、事前に当社と協議のうえ承認を得る体制となっております。

また、当社は、当社子会社の経営状況その他の事項について、当該子会社に必要な報告を求めることとしております。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ各社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ全体の内部統制に関する担当部署を設けるとともに、当社及び当社グループ各社間での協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるよう管理する体制となっております。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、監査役の職務を補助する組織を経理部としております。

また、使用人の人選等については、監査役と取締役が協議して決定することとしており、当該使用人の人事考課については、監査役の意見を反映することとしております。

- ⑧ 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況及びその内容を随時、速やかに報告するものとしております。

- ⑨ 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知しております。

- ⑩ 監査役の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとしております。

- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は取締役会ほか重要な会議に常時出席し、取締役の職務執行に対して監督を行い、稟議書その他業務執行に関する重要な文書等を閲覧し、必要に応じて取締役にその説明を求めることとしております。

また、監査役は、会計監査人及び内部監査室と密接に連携を取り合い、定期的に監査役会を開催することで、監査の実効性を高めております。

更に、会計監査人の監査実施時に、会計監査人と常勤監査役が監査計画、監査実施状況等の相互連絡を行い、その結果を常勤監査役は他監査役に連絡、報告しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

① 取締役の職務執行

取締役会は、取締役会規則に基づき、経営に関する重要な事項を決定しており、取締役は、当該決定事項に基づく経営目標を定め、月次及び四半期業績の管理を行うとともに、業務の執行状況を取締役会に報告しております。

なお、当事業年度は、取締役会を10回開催（書面決議を含む）いたしました。

② 監査役の職務執行

監査役は、監査役会が作成した監査計画に基づき、監査を実施するとともに、取締役会へ出席し、取締役の職務執行を監督しております。また、会計監査人及び内部監査室と密接に連携を取り合い、監査の実効性を高めております。

なお、当事業年度は、監査役会を8回開催いたしました。

③ コンプライアンス

当社は、サステナブル経営推進部のもとに、コンプライアンス推進委員会を組織し、全役職員へのコンプライアンスの徹底を図るため、各種の研修や監査を実施しております。

④ 内部監査

内部監査室が作成した監査計画に基づき、内部監査を実施し、監査結果を社長、監査役に報告いたしました。

.....
本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	26,451	流 動 負 債	6,072
現金及び預金	14,007	買 掛 金	2,377
受 取 手 形	1,141	電 子 記 録 債 務	1,314
電 子 記 録 債 権	1,284	未 払 金	1,298
売 掛 金	4,336	未 払 法 人 税 等	420
商 品 及 び 製 品	3,351	賞 与 引 当 金	375
仕 掛 品	590	そ の 他	287
原材料及び貯蔵品	1,662	固 定 負 債	3,391
そ の 他	148	役員退職慰労引当金	297
貸 倒 引 当 金	△70	退職給付に係る負債	2,397
固 定 資 産	22,888	資 産 除 去 債 務	61
有 形 固 定 資 産	17,580	そ の 他	635
建物及び構築物	5,794	負 債 合 計	9,464
機械装置及び運搬具	2,628	(純 資 産 の 部)	
土 地	7,735	株 主 資 本	38,146
建 設 仮 勘 定	1,077	資 本 金	1,100
そ の 他	344	資 本 剰 余 金	530
無 形 固 定 資 産	487	利 益 剰 余 金	38,684
ソフトウエア	309	自 己 株 式	△2,168
ソフトウエア仮勘定	118	その他の包括利益累計額	1,718
そ の 他	60	その他有価証券評価差額金	1,394
投資その他の資産	4,820	為 替 換 算 調 整 勘 定	315
投資有価証券	3,395	退職給付に係る調整累計額	8
長期貸付金	9	非 支 配 株 主 持 分	11
繰 延 税 金 資 産	307	純 資 産 合 計	39,875
そ の 他	1,130	負 債 純 資 産 合 計	49,340
貸 倒 引 当 金	△23		
資 産 合 計	49,340		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目				金 額	
売上高	25,611				
売上原価	19,875				
売上総利益	5,736				
販売費及び一般管理費	4,088				
営業利益	1,647				
営業外収益					
受取利息	7				
受取配当金	81				
受取賃貸料	192				
業務委託手数料	10				
持分法による投資利益	149				
為替差益	144				
その他の	63				648
営業外費用					
売上割引	31				
不動産賃貸原価	18				
その他の	1				51
経常利益	2,245				
特別利益					
固定資産売却益	0				
補助金収入	14				
受取保険金	5				20
特別損失					
固定資産除却損	539				
災害による損失	3				543
税金等調整前当期純利益	1,721				
法人税、住民税及び事業税	719				
法人税等調整額	△177				541
当期純利益	1,180				
非支配株主に帰属する当期純利益	1				
親会社株主に帰属する当期純利益	1,178				

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,100	530	37,842	△2,168	37,303
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△336		△336
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,178		1,178
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の当 連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	－	842	△0	842
当連結会計年度末残高	1,100	530	38,684	△2,168	38,146

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整累 計額	その他の包 括利益累計 額合計		
当連結会計年度期首残高	1,399	174	△12	1,561	8	38,873
当連結会計年度変動額						
剰 余 金 の 配 当						△336
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						1,178
自 己 株 式 の 取 得						△0
株主資本以外の項目の当 連結会計年度変動額(純額)	△4	141	20	156	2	159
当連結会計年度変動額合計	△4	141	20	156	2	1,002
当連結会計年度末残高	1,394	315	8	1,718	11	39,875

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- | | |
|------------|--------------------------|
| ① 連結子会社の数 | 1 社 |
| ② 連結子会社の名称 | PT. ROCK PAINT INDONESIA |

(2) 非連結子会社の状況

非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

① 持分法適用の非連結子会社及び関連会社数

1 社

② 会社等の名称

パルスパーロック株式会社

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

① 会社等の名称

BERGER ROCK PAINTS PRIVATE LIMITED

② 持分法を適用しない理由

持分法非適用関連会社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用関連会社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引について連結上必要な調整を行っております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等
以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当社及び連結子会社は定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 7～40年

機械装置及び車両運搬具 4～16年

その他 3～15年

② 無形固定資産

・ 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・ その他の無形固定資産

定額法によっております。

③ 投資その他の資産のうち、投資不動産

主に定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛金、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員等退職慰労金規則に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

製品の販売に係る収益は、主に製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。ただし、当該国内の販売については、出荷時点で収益を認識しております。

当社グループが代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

(5)その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産及び負債は連結会計年度末の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

② 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

5. 会計方針の変更に関する注記

(1) (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。ただし、当該国内の販売については、出荷時点で収益を認識しております。

これにより、代理人として行われる取引については、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、純額で収益を認識する方法に変更しております。また、従来は販売費及び一般管理費の減額として処理しておりました販売促進費の一部について、収益として認識する方法に変更しております。有償支給取引について従来は、有償支給した支給品について消滅を認識しておりましたが、支給品を買い戻す義務を負っている場合、当該支給品の消滅を認識しない方法に変更しております。収益認識会計基準等の適用について

は、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、従前の会計処理と比較して、当連結会計年度の売上高は415百万円減少し、売上原価は433百万円減少し、販売費及び一般管理費は18百万円増加しております。営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益並びに利益剰余金の当期首残高には影響はありません。

(2) (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響に関して、今後の広がり方や収束時期等を予想することは困難な状況であります。当社グループの事業活動においては、大きな影響は受けないとの仮定の下、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

繰延税金資産 307百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

30,766百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の数

(1) 発行済株式 普通株式 22,000,000株

(2) 自己株式 普通株式 2,781,420株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2021年6月29日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	192百万円	10円	2021年3月31日	2021年6月30日
2021年11月9日 取 締 役 会	普 通 株 式	144百万円	7円50銭	2021年9月30日	2021年12月9日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2022年6月29日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	192百万円	10円	2022年3月31日	2022年6月30日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しております。受取手形、電子記録債権並びに売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、買掛金ならびに電子記録債務は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 長期貸付金	9	9	0
(2) 投資有価証券 その他有価証券	2,884	2,884	—

(注) 市場価格のない株式等は、「(2) 投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	511

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活性的な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産に関する相場価格により算定された時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	9	—	9
投資有価証券 その他有価証券	2,884	—	—	2,884

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期貸付金

長期貸付金の時価については、元金利の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で現在価値に割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、大阪府その他の地域において、賃貸用の建物（土地を含む。）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	時価
981百万円	1,943百万円

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	当連結会計年度
一時点で移転される財	25,533
一定の期間にわたり移転されるサービス	78
顧客との契約から生じる収益	25,611
その他の収益	—
外部顧客への売上高	25,611

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約負債の残高

	当連結会計年度
契約負債	17百万円

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、予想期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	2,074円26銭
2. 1株当たり当期純利益	61円33銭

貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	25,125	流動負債	5,828
現金及び預金	13,456	買掛金	2,171
受取手形	1,141	電子記録債務	1,314
電子記録債権	1,284	未払金	1,289
売掛金	3,974	未払費用	164
商品及び製品	3,195	未払法人税等	401
仕掛品	590	未払消費税等	59
原材料及び貯蔵品	1,369	預り金	19
前渡金	5	賞与引当金	373
前払費用	87	前受収益	16
短期貸付金	50	その他の	17
そ の 他	40	固定負債	3,393
貸倒引当金	△70	退職給付引当金	2,406
固定資産	23,029	役員退職慰労引当金	297
有形固定資産	16,220	資産除去債務	61
建物	4,972	そ の 他	628
構築物	387	負債合計	9,221
機械及び装置	2,053	純資産の部	
車両運搬具	36	株主資本	37,539
工具、器具及び備品	342	資本剰余金	1,100
土地	7,349	資本準備金	530
建設仮勘定	1,077	利益剰余金	38,078
無形固定資産	486	利益準備金	275
借地権	39	その他利益剰余金	37,803
ソフトウェア	308	圧縮積立金	645
ソフトウェア仮勘定	118	別途積立金	26,700
そ の 他	21	繰越利益剰余金	10,457
投資その他の資産	6,322	自己株式	△2,168
投資有価証券	3,023	評価・換算差額等	1,394
関係会社株	793	その他有価証券評価差額金	1,394
出資	1	純資産合計	38,933
長期貸付金	1,109	負債純資産合計	48,155
投資不動産	934		
繰延税金資産	308		
そ の 他	174		
貸倒引当金	△23		
資産合計	48,155		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	24,185
売 上 原 価	18,744
売 上 総 利 益	5,440
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,968
営 業 利 益	1,472
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	6
受 取 配 当 金	186
受 取 賃 貸 料	192
業 務 受 託 手 数 料	10
そ の 他	86
営 業 外 費 用	
売 上 割 引	31
不 動 産 賃 貸 原 価	18
そ の 他	0
経 常 利 益	1,904
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	0
補 助 金 収 入	14
受 取 保 険 金	5
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	538
災 害 に よ る 損 失	3
税 引 前 当 期 純 利 益	1,382
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	657
法 人 税 等 調 整 額	△186
当 期 純 利 益	911

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金			
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金		
				圧縮 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金
当 期 首 残 高	1,100	530	275	646	26,700	9,881
当 期 変 動 額						
圧 縮 積 立 金 の 取 崩				△1		1
剰 余 金 の 配 当						△336
当 期 純 利 益						911
自 己 株 式 の 取 得						
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	△1	—	576
当 期 末 残 高	1,100	530	275	645	26,700	10,457

	株主資本			評価・換算 差額等	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
	利益 剰余金 合計				
当 期 首 残 高	37,503	△2,168	36,964	1,399	38,364
当 期 変 動 額					
圧 縮 積 立 金 の 取 崩	－		－		－
剰 余 金 の 配 当	△336		△336		△336
当 期 純 利 益	911		911		911
自 己 株 式 の 取 得		△0	△0		△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				△4	△4
当 期 変 動 額 合 計	574	△0	574	△4	569
当 期 末 残 高	38,078	△2,168	37,539	1,394	38,933

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関係会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等
以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。

建物及び構築物 7～40年

機械装置及び車両運搬具 4～16年

その他 3～15年

(2) 無形固定資産

- ・ 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ・ その他の無形固定資産

定額法によっております。

(3) 投資その他の資産のうち、投資不動産

主に定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(4)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員等退職慰労金規則に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

製品の販売に係る収益は、主に製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。ただし、当該国内の販売については、出荷時点で収益を認識しております。

当社が代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(1)（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。ただし、当該国内の販売については、出荷時点で収益を認識しております。これにより、代理人として行われる取引については、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、純額で収益を認識する方法に変更しております。また、従来は販売費及び一般管理費の減額として処理しておりました販売促進費の一部について、収益として認識する方法に変更しております。有償支給取引について従来は、有償支給した支給品について消滅を認識しておりましたが、支給品を買い戻す義務を負っている場合、当該支給品の消滅を認識しない方法に変更しております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、従前の会計処理と比較して、当事業年度の売上高は415百万円減少し、売上原価は433百万円減少し、販売費及び一般管理費は18百万円増加しております。営業利益、経常利益及び税引前当期純利益並びに利益剰余金の当期首残高には影響はありません。

(2) (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響に関して、今後の広がり方や収束時期等を予想することは困難な状況であります。当社の事業活動においては、大きな影響は受けないと仮定の下、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

繰延税金資産 308百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|-------------------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 29,307百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権、債務は次の通りであります。 | |
| (1) 短期金銭債権 | 830百万円 |
| (2) 長期金銭債権 | 1,100百万円 |
| (3) 短期金銭債務 | 51百万円 |

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高	2,582百万円
仕入高	457百万円
営業取引以外の取引による取引高	49百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	2,781,420株
------	------------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、退職給付引当金等であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	PT. ROCK PAINT INDONESIA	インド ネシア 共和国	1,166 億IDR	塗料 等製 造販 売業	直接 99.2%	資金の 援助 役員の 兼任	返済の 受入 (注1)	200	貸付金	1,150
							受取利息 (注1)	6	未収利息	0
関連会社	バルスパー ロック株式 会社	東京都 江東区	15百万 円	塗料 等販 売業	直接 30%	製品の 販売 役員の 兼任	製品の 販売 (注2)	2,552	売掛金	778

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1. 貸付条件は、移転価格税制の基準等に従い公正に決定しております。

2. 取引条件は、市場実勢を勘案し、価格交渉の上で決定しております。

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容 (注1)	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員が議決 権の過半数 を所有して いる会社 (当該会社 の子会社を 含む)	ビーアイエ ー株式会社	大阪市 西淀川 区	10百万 円	塗装器 具製造 業	(被所有) 直接 1.6%	商品の 仕入 製品の 販売 役員の 兼任	商品の 仕入	479	買掛金	74
							製品の 販売	2	売掛金	0
							土地・建 物の賃貸	1	—	—

(注)1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 商品の仕入については、一般取引先向け価格表により決定しております。

(2) 製品の販売については、一般取引先向け価格表により決定しております。

(3) 土地建物の賃貸については、利回り法 (1.5%) により決定しております。

2. 当社役員 内海東吾が議決権の100%を自己の計算において保有する会社の子会社であります。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 (収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

2,025円84銭

2. 1株当たり当期純利益

47円41銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年 5 月13日

ロックペイント株式会社

取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代 表 社 員 公認会計士 岡 田 博 憲
業務執行社員

代 表 社 員 公認会計士 石 原 美 保
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ロックペイント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ロックペイント株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表

示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年 5 月 13 日

ロックペイント株式会社

取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代 表 社 員

業務執行社員

代 表 社 員

業務執行社員

公認会計士 岡 田 博 憲

公認会計士 石 原 美 保

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ロックペイント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、私たち監査役は各監査役の監査報告書に基づき、全員で審議した結果、全員の意見が一致しましたので、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査計画に従って監査の方針及び職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について内部監査部門からその構築及び運用の状況に関して定期的に報告を受け、必要に応じて取締役及び使用人等から説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

ロックペイント株式会社 監査役会

常勤監査役 善 敬一郎 印

社外監査役 中 川 元 印

社外監査役 小 出 啓 子 印

社外監査役 関 根 洋 次 郎 印

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案 剰余金処分の件

当事業年度の剰余金の処分につきましては、当事業年度の業績、経営環境、今後の事業展開等を勘案し、また、内部留保にも留意し、株主の皆様のご支援にお応えする見地から、次の通りとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式 1 株につき 金10円 総額 192,185,800円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日

なお、中間配当金として 1 株につき 7 円50銭をお支払いしておりますので、当事業年度の年間配当金は 1 株につき17円50銭となります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が、2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	〈 削 除 〉
〈 新 設 〉	第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u>

〈 新 設 〉 〈 新 設 〉	② <u>当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部、または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u> <u>(附則)</u> <u>現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u> ② <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</u> ③ <u>本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>
-------------------------------	--

第3号議案 取締役4名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役 内海 東吾、池谷 裕司、高野橋 義則、中村 香の各氏が任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
1	う つ み と う ご 内 海 東 吾 (1960年6月21日生)	1983年 4月 三井物産株式会社入社 1999年10月 同社化成部品産業原料 第一室 マネージャー 2003年 6月 当社入社 東京営業部長 2003年 6月 当社取締役 営業担当 2004年 6月 当社代表取締役副社長 2007年 6月 当社代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) パルスパーロック株式会社代表取締役社長 ピーアイエー株式会社代表取締役社長	293,400株
【取締役候補者とした理由】 当社業務全般に精通し、また代表取締役社長として経営全般にわたる豊富な知識と経験を有しており、引き続き企業価値の向上に貢献いただけるものと判断し、取締役候補者といたしました。			
2	い け や ゆ う じ 池 谷 裕 司 (1956年3月4日生)	1979年 4月 当社入社 2004年 2月 当社営業部長兼海外部長 2006年 6月 当社取締役 2009年 6月 当社常務取締役 2011年 6月 当社代表取締役専務 (現任) 2019年12月 当社全般・営業・人事総務・情報シ ステム・経営企画・サステナビリテ ィ経営推進担当 (現任)	2,000株
【取締役候補者とした理由】 当社業務全般に精通し、また営業分野等における豊富な知識と経験を有しており、引き続き企業価値の向上に貢献いただけるものと判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
3	たかのはし よしのり 高野橋 義則 (1965年10月15日生)	1993年 4月 当社入社 2007年10月 当社技術部長 2008年 6月 当社取締役 2015年10月 当社製造・技術・品質保証担当 (現任) 2017年6月 当社常務取締役 (現任)	1,000株
【取締役候補者とした理由】 当社業務全般に精通し、また製造・技術分野等における豊富な知識と経験を有しており、引き続き企業価値の向上に貢献いただけるものと判断し、取締役候補者いたしました。			
4	なかむら かほる 中村 香 (1980年11月10日生)	2005年11月 司法試験合格 2007年 9月 弁護士登録 2007年 9月 八重洲総合法律事務所 入所 2020年 6月 当社社外取締役 (現任) 2021年10月 ひなた総合法律事務所開設 (現任) (重要な兼職の状況) ひなた総合法律事務所 弁護士	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただけるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中村香氏は、社外取締役候補者であります。
3. 中村香氏は、現在、当社の社外取締役であります。中村香氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、中村香氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締

結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

5. 当社は、中村香氏を東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用の損害を当該保険契約によって填補することとしております（但し、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く）。各候補者の再任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

メ 毛

[illegible]

メ 毛

This image shows a full page of white paper with horizontal dashed lines, typical of primary school handwriting practice paper. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

メ 毛

[illegible]